



青島市(名古屋)産業説明会を開催 ～青島市総商会と当センターが業務提携～

4月24日(水)、名古屋商工会議所第1会議室にて、青島市(名古屋)産業説明会が開催された。本会主催者代表の崔作・青島市総商会会長は、当センターが昨年10月に企画・派遣し嶋尾会長が団長を務めた「中部経済界訪中団」で青島市訪問の際に交流した経緯がある。当日は楊嫻・中華人民共和国駐名古屋総領事、李巧副領事、張戈総領事秘書の3名を招き、主催者側16名(政府5名・企業団11名)、参加者22名による説明会となった。



冒頭、嶋尾会長(写真)が「昨年、私が団長を務めた訪中団では、楊総領事のご助言もあり青島市を訪問させていただき、その際に崔会長をはじめ青島市政府の皆様と交流会を催していただいた。それから約半年を経て、本日青島市の皆様と再会でき大変うれしく思う。また青島市では、ハイアールのIoT事業や青島港の自動コンテナターミナルを参観したが、青島市のDX(デジタルトランスフォーメーション)が大変進んでいたことを今も鮮明に記憶している。まだ青島市を訪問されたことがない日本の

方にはぜひ一度訪問されることをお奨めしたく、本会がそのきっかけとなることを祈念する」と挨拶。

続いて来賓を代表し、楊総領事(写真)が「まず私の故郷である青島市に嶋尾会長が『中部経済界訪中団』として訪問していただいたことについて感謝の意を表したい。この度の説明会で中日双方が対面式の交流を実現できたということは非常に喜ばしく、企業間相互マッチングの成果に繋がることを期待したい。」と挨拶。その後、最新の経済データを紹介し、中国経済は改善が続いていると述べ、最後に「中国への投資は未来への投資であり、大きな可能性を秘めている。中国は引き続きビジネス環境を最適化し、ウィンウィン協力の場を拡大し、中国市場の発展チャンスを皆様と分かちあうことができれば幸い」と述べた。



続いて、崔・青島市総商会会長(写真)が青島市の投資環境の紹介を行った。冒頭、「青島市は日本と深い交流を続けてきた。1979年には青島市と下関市が友好都市提携を行い、現在は京都市など6都市と友好都市提携している。また青島



目次

青島市(名古屋)産業説明会を開催～青島市総商会と当センターが業務提携～	1
中国実務セミナー「会社法」改正と合併契約・定款変更	2
交流記録	3
「第29次中国自動車産業視察団」参加募集	4
6月以降の行事案内	4
【お知らせ】中国駐日本大使館経済商務公使 羅曉梅氏が着任	4
2023年中国繊維製品・衣料品の貿易	5
在日外国人の雇用状況	6
第135回広州交易会が閉幕～海外バイヤー参加者数が過去最多～	7

2023年中国の港湾貨物・コンテナ取扱量	8
【速報】在中日系企業の直近の労務課題～労働契約解除～	9
瀘州デスクNEWS	14
常州デスクNEWS	14
常熟デスクNEWS	15
錫山デスクNEWS	15
南京デスクNEWS	16
江門デスクNEWS	16
中国経済データ	17
中国短信	21

市には在青島日本国総領事館があり、東京・大阪行き
の直行便もある。日本は青島市にとって外資導入
第3位で、且つ第3位の貿易相手国でもあり、昨年の
双方の貿易総額は前年比4.6%増の約90億ドルにの
ぼった」と紹介され、双方の更なる提携深化に期待
すると述べた。

投資環境説明では、昨年貨物取扱量世界5位の青
島港や、青島市で産業基盤が確立されたスマート家
電、鉄道輸送設備、食品・飲料などの産業基盤につ
いて、また青島ビール、ハイアール、ハイセンスな
ど著名企業の紹介、更にはIC、新型ディスプレイ、
バーチャルリアリティなど新興産業の構築が進んで
いることなどについて紹介、後半では青島市が今後
拡大・強化を目指す金融、貿易、物流、レジャーの
分野について詳細の紹介され、日本企業に青島市へ
の投資・企業間提携を呼びかけた。

続いて、于敬軍・青島市膠州市総商会会長による
上海協力機構地方モデル区の紹介、劉宇・青島市市
南区総商会副会長による市南区の紹介、畢雷鳴・青
島西海岸新区(黄島区)総商会副会長による西海岸新

区の紹介がそれぞれ行われた。

続いて、企業団を代表して胡涛・青島磊鑫集團有
限公司総経理並びに孫赫宏・青島国赫通供応鏈有限
公司董事長が自社の事業紹介を行い、日本企業に対
してマッチングを呼びかけた。

ケーススタディでは、武田裕之・新東工業(株)取締
役常務執行役員から、青島膠州市に進出している同
社現地法人「青島新東機械有限公司」の発展状況につ
いて紹介された。

その後、当
センターと青
島市総商会と
の間で業務提
携調印式が執
り行われ、大
野専務が調印



を行った。本調印は、相互間の経済交流を強化する
ことを主な目的としたもの。当センターは、青島市
市南区総商会、青島西海岸新区(黄島区)総商会、青
島市膠州市総商会とも同様の業務提携を結んだ。

中国実務セミナー

「会社法」改正と合弁契約・定款変更

5月15日(水)、弁護士
法人キャストグローバル
大阪事務所代表の金藤力
弁護士(写真)を講師に招
き、名古屋商工会議所ビ
ル3階第1会議室にてセミ
ナーを開催した。



講義は主に中外合弁企業(以下、合弁企業)を対象
とした内容で、24年7月から施行される改正「会社法」
についてQ&A形式で解説があった。

講義前半では改正「会社法」の説明に入る前に、20
年1月施行の「外商投資法」への対応について説明が
あった。合弁企業が「会社法」に準拠した定款変更を
実施するに当たり、見直すべき箇所とそうでない箇
所について解説。次に定款と合弁契約の関係につ
いて、両者の性質の違い、役割の説明があった。

講義後半では改正「会社法」への対応でポイントと

なる持分譲渡や出資者変更に関する条項について、
改正法では持分譲渡の際、他の株主の同意を得る必
要がなくなり、従来通りの運用を希望する場合は定
款にて定める必要があると説明があった。

次に会社の機関・決議事項に関する条項について
解説があり、株主会と董事会の決議事項は、現行法
から改正法で減ったため、現状の定款のままでも良
いとアドバイスがあった。その他、改正法では株主
会と董事会をオンラインで開催可能となり、中国現
地まで赴かなくても良くなったと紹介があった。

最後に日系企業が留意すべきその他のポイントに
ついて、今回の改正により董事の出資払込・引き揚
げに関する責任、清算義務の不履行による賠償責任
などの条文が新たに追加され、董事の責任が以前よ
り重くなったなどの紹介があった。

講義は28名が受講した。

交流記録

<中国江蘇省駐日本経済貿易代表処>

4月24日(水)午後、張忠祥・中国国際貿易促進委員会江蘇省分会国際聯絡部三級調研員(前・中国江蘇省駐日本経済貿易代表処代表)と万二洋・中国江蘇省駐日本経済貿易代表処代表(写真)が来訪され、業務グループの中村課長と佐合主任が対応した。

江蘇省は、6月17日(月)に東京で「江蘇-日本開放・イノベーション・協力交流会」を開催する運びとなり、信長星・江蘇省書記ら幹部60名が本会に合わせて来日する。当センターは同会の協力要請を受けており、当センター役員の交流会参加や会員企業への案内などで協力する。尚、江蘇省の友好提携都市である福岡県でも同交流会を開催予定で、更に各地域でイベントや関連企業・機関への訪問交流が行われる予定。

また、例年行事の第25回「中国江蘇省輸出商品展示会(5月21日～23日)」についても紹介があった。



張三級調研員(中央)と万代表(右)

張忠祥 中国国際貿易促進委員会江蘇省分会
国際聯絡部三級調研員

万二洋 中国江蘇省駐日本経済貿易代表処代表

<上海市浦東新区駐日本経済貿易事務所>

4月26日(金)午後、叢佳・上海市浦東新区駐日本経済貿易事務所首席代表(写真)が来訪され、業務グループの中村課長と佐合主任が対応した。同事務所は東京都千代田区にあり、業務として浦東新区への誘致活動、進出相談、セミナー開催などを行う。叢代表は、中国(上海)自由貿易試験区東京事務所の首席代表も兼任されている。



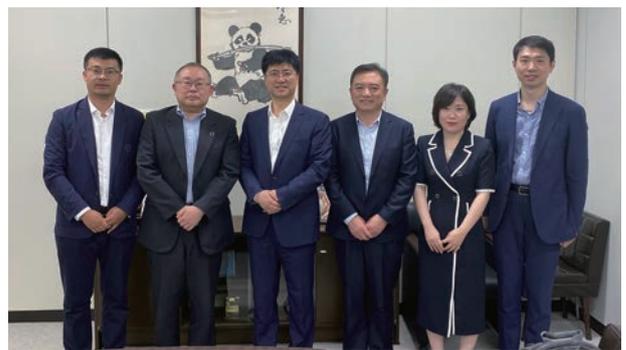
叢代表によると、上海浦東新区は1990年の開設から今年で34周年となる。2013年に中国(上海)自由貿易試験区の運営開始など追い風を受け、同区は目覚ましい成長を遂げ、現在は天津市の2023年のGDP(1兆6,737億元)と同規模の経済を誇るまでとなり、また同区開設当時と比べるとGDPは270倍にまで拡大したという。また浦東新区に位置し、2015年に中国(上海)自由貿易試験区として新たに指定を受けた陸家嘴・金橋・張江の3エリアにおける最新情報について説明があった。

叢佳 上海市浦東新区駐日本経済貿易事務所
首席代表

<煙台市福山区代表団>

5月21日(火)午前、林陽・煙台市福山区委員会書記一行5名が来訪され、大野専務理事と佐合業務グループ主任が対応した。

林書記の紹介によると、福山区は煙台市の真ん中に位置し、交通の便もよく新たな投資戦略エリアとして注目されている。製造業の基盤があり、特に自動車産業が盛んで、現在一定規模以上の自動車関連企業は同区に174社ある。EVや自動運転などの分野の構築も進めているので、同区を視察してほしいと要請があり、大野専務が前向きに検討すると回答した。



林書記(左から3番目)

林 陽 煙台市福山区委員会書記

宮 濤 煙台高新技术産業開發区福山園管理委員会
工業委員会書記・管理委员会主任

張豊徴 同 招商合作部副部长

趙 潤 煙台市福山区商務局長

孫澤敏 中国煙台市駐日本経済合作センター代表

「第29次中国自動車産業視察団」参加募集

今回で29回目を迎える同視察団は、中国の完成車・部品メーカーへの視察と交流を重ね、情報収集の手段として、また日中経済交流の促進において一定の成果を上げて参りました。

今回の視察は、中国の「CASE」（コネクティッド、自動運転、シェアリング、電動化）対応、および環境対策の最前線を理解することを目的とし江蘇省及び上海市を訪問します。

<団編成>

団 長 横尾英博 東海日中貿易センター副会長
(株)デンソー 経営役員)

<期間>

9月8日(日)～9月14日(土)

<お問合せ>

(一社)東海日中貿易センター 担当：佐合

電 話：052-219-4820

メール：gyoumu@tokai-center.or.jp

6月以降の行事案内

総 会

「2024年度(第11回)定時会員総会・懇親会」

日 時：6月24日(月)総 会 11:00～11:45

懇親会 12:00～13:00

会 場：名古屋観光ホテル 2F 曙の間

部会総会

「中国投資企業部会 2024年度総会・懇親会」

日 時：6月4日(火)17:30～19:30

会 場：四季茸 名駅笹島店

懇話会総会

「東海日中海運懇話会 2024年度総会・懇親会」

日 時：6月19日(水)17:30～19:30

会 場：名鉄グランドホテル18階 涵梅舫

後援事業

「華之風 中国語スピーチコンテスト2024」

日 時：6月16日(日)13:00～17:00

主 催：日本(中部)上海経済文化交流促進会

会 場：愛知大学名古屋キャンパス講義棟L407

「江蘇-日本開放・イノベーション協力交流会」

日 時：6月17日(月)

主 催：江蘇省人民政府、中国駐日本大使館

会 場：ANAインターコンチネンタル東京

後援事業

「第3回日中青少年舞踏芸術文化祭」

日 時：6月8日(土)～9日(日)

主 催：(一社)水蓮舞踏芸術学校

(一社)名古屋華助中心

会 場：オアシス21「銀河の広場」

お知らせ



中国駐日本大使館経済商務公使 羅曉梅氏が着任

2024年3月に宋耀明・中国駐日本大使館経済商務公使が退任され、4月12日に後任の羅曉梅氏が着任された。

2023年中国繊維製品・衣料品の貿易

中国紡織品服装進出口商会及び中国税関総署が発表した資料によると、中国の2023年の繊維製品・衣料品の貿易は、輸出入総額が前年比(以下同)7.7%減の3,153.5億ドルで、貿易収支は2,719.3億ドル(4.8%減)の黒字であった。

<輸出>

23年、繊維品の輸出額は8.1%減の2,936.4億ドルとなった。そのうち紡織品は8.3%減の1,345億ドル、衣類等二次製品は7.8%減の1,591億ドルだった。

主な国・地域別輸出の状況は下記の通り；

①対ASEAN

2022年にアメリカを超え首位になり、今年は9.1%減の498億ドルとなったが、輸出額全体に占める割合は、前年から2.3ポイント増加の17%で首位を維持した。うち主要輸出品である織物の輸出額は10.9%減の246.1億ドルだった。ASEAN諸国のうち、ベトナムへの輸出額は176.5億ドルと、初めて日本を超え、中国第2位の単一国家市場となった。

②対アメリカ

中国とアメリカはハイレベル交流を再開し、二国間関係の悪化傾向に歯止めをかけたが、アメリカは中国からのデカップリングと調達が多様化の戦略を変えておらず、二国間の繊維品貿易にも影響を及ぼしており、輸出額は11.1%減の470.9億ドルで、輸出額全体に占める割合は前年から0.5ポイント減少し16%となった。

主要製品であるニット衣料品の輸出額も12.1%減少し、輸出量は7.1%減少、輸出価格も5.4%減少するトリプルデメリットを呈した。しかしながら年間の傾向からみると、中国の対米輸出は9月以降回復しており、9月から12月まで4か月連続で前年同月比増加を維持している。

③対EU

地域紛争やエネルギー危機などの影響でEU経済は深刻な苦境に陥っているなど、EUへの輸出は減少し続けている。23年は17.6%減の380.1億ドルと輸出全体の12.9%を占めるに留まった。このうちニット衣料品は20.4%減の2,315億ドルで、そのうち輸出量は11.8%減少、平均輸出価格は9.8%下落した。

④対日本

近年来、日本から東南アジアへの受注移転の傾向が顕著であり、対日輸出は減少を続けている。23年の輸出額は14.2%減の170.8億ドルと全体に占める割合は前年から0.4ポイント減少の5.8%となった。主要商品のニット衣料品の輸出額は13.6%減の111.1億ドルで、このうち輸出量は8.7%減少、平均輸出価格は5.4%下落した。

⑤対「一带一路」共同建設国

2023年は「一带一路」が提唱されて10周年であり、これまで同構想を共同構築している国々との貿易協力は急速に発展してきた。23年の「一带一路」共同建設国への輸出額は4.1%減の1,591.4億ドルだったが、輸出全体に占める割合は前年から15.2ポイントも増加し54.2%となった。特にカザフスタン、アルジェリアなどへの輸出は50%以上増加している。

主要輸出拠点では、伝統的な輸出地域である東部の省・市からの輸出が減少する反面、中部および西部の省・市からの輸出が増加傾向にある。国内の31の省、市のうち、12の省、市が輸出の伸びを維持しており、その全てが中部と西部の省で、新疆(29%増)、広西(28.5%増)、湖北(18.2%増)は、全国で7位、8位、9位にランクされ、増加率の高い四川(43.9%増)と黒竜江(45.4%増)も上位にランクされている。輸出額上位6省・市は依然として東部6省・市であるが、輸出額はいずれも減少しており、首位の浙江省は4.6%の減少ではあったが中国最大の輸出省としての地位を維持した。2位以降は、2位が江蘇(13.9%減)、3位が広東(14.9%減)、4位が山東(10%減)、5位が福建(17.9%減)、6位が上海(12.3%減)の結果となった。

<輸入>

23年の輸入額は3.1%減の217.1億ドルで、前年の19.1%減から16ポイント回復した。

23年、糸の輸入が13.2%増の59.8億ドルとなり、このうち綿糸の輸入は21.7%増の43.9億ドルとなった。

国別ではインド(248.5%増)、パキスタン(46.7%増)、ウズベキスタン(20.3%増)が顕著であった。

糸と比較すると、生地やニット衣料品などの主要商品の輸入額はすべて減少し、うち生地は13.6%減、ニット衣料品は3.4%減となった。

在日外国人の雇用状況

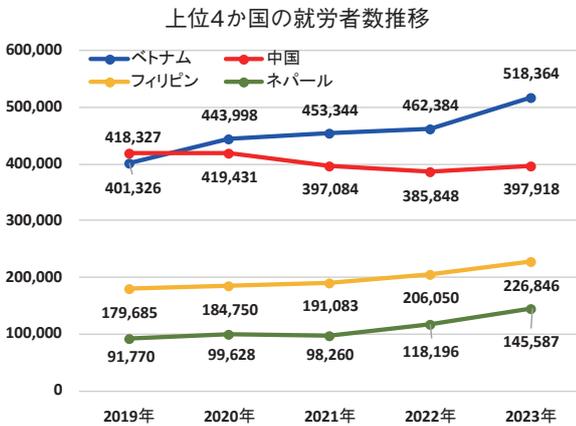
厚生労働省は1月末に2023年10月末時点の外国人雇用状況を発表した。対象は、事業主に雇用される外国人就労者で、事業主から提出のあった届出件数を集計したもの。概要は以下の通り。

中国人就労者数は鈍化

外国人全体の就労者数は204万8,675人で前年比22万5,950人増加し、届出が義務化された2007年以降過去最高を記録、対前年増加率は12.4%と前年の5.5%から6.9ポイント上昇した。

外国人を雇用する事業所数は31万8,775所で、前年比1万9,985所増加、事業者数も過去最高を更新し、対前年増加率は6.7%と前年の4.9%から1.9ポイント上昇した。

国籍別では、ベトナムが最も多く51万8,364人(前年比12.1%増、以下同)、次いで中国(香港・マカオを含む)の39万7,918人(3.1%増)、フィリピンの22万6,846人(10.1%増)、ネパールの14万5,587人(23.2%増)の順となった。



中国の過去5年の増減率は7.5%、0.3%、-5.3%、-2.8%、3.1%と推移している。

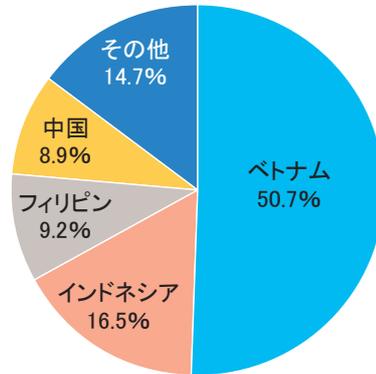
国籍別シェアでは、ベトナムが25.3%、中国が19.4%、フィリピンが11.1%、ネパールが7.1%となった。

「技能実習」はベトナムがダントツ1位

就労者のうち、在留資格「技能実習」の全国の人数は41万2,501人と前年から6万9,247人増加。うちベトナムは20万9,305人、インドネシアが6万8,236人、フィリピンが3万7,856人、中国は3万6,558人と全体

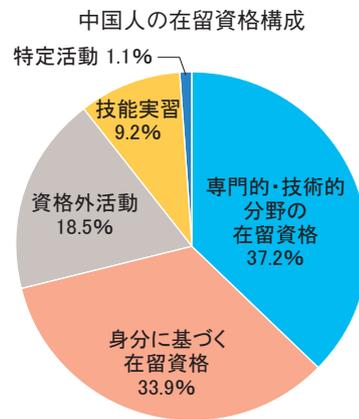
に占める割合が8.9%となり、前年の11.7%から2.8ポイント減少した。

在留資格「技能実習」の国籍別構成



中国の在留資格構成

中国の在留資格構成は下表のとおりで、「専門的・技術的分野の在留資格」は37.2%と前年から2.7ポイント増加(以下同)、「身分に基づく在留資格」は33.9%(0.2ポイント増加)、「資格外活動」は18.5%(1.5ポイント減少)、「技能実習」は9.2%(1.2ポイント減少)、「特定活動」は1.1%(0.3ポイント減少)だった。



東海三県(愛知、岐阜、三重)の外国人就労者

<愛知県>

愛知県の外国人就労者は、前年比11.4%増の21万159人と過去最高を更新し、全国に占める割合は10.3%と、東京都に次ぎ全国第2位を維持した。外国人を雇用している事業者は前年比5.8%増の2万5,225所だった。

国籍別シェアでは、ベトナムが5万2,122人(全体の24.8%)と最も多く、次いでブラジルの4万4,092人(同21.0%)、フィリピンの3万1,330人(同14.9%)、

中国は2万4,903人(同11.8%)と続いた。

外国人就労者の在留資格別構成は、身分に基づく在留資格が1万197人(全体の40.9%)、専門的・技術分野が6,908人(同27.7%)、技能実習が4,431人(同17.8%)、資格外活動が3,105人(同12.5%)、特定活動が262人(同1.1%)となった。

<岐阜県>

岐阜県の外国人就労者は、前年比10.6%増の4万28人と過去最高を記録し、全国に占める割合は2%だった。外国人を雇用している事業者は前年比8.0%増の5,397所だった。

国籍別シェアでは、ベトナムが1万772人(全体の26.9%)、次いでフィリピンが8,926人(同22.3%)、ブラジルの5,804人(同14.5%)、中国の5,359人(同13.4%)と続く。

外国人就労者の在留資格別構成は、身分に基づく在留資格が1万6,267人(全体の40.6%)、技能実習が

1万3,620人(同34.0%)、専門的・技術分野が7,148人(17.9%)、資格外活動が1,910人(4.8%)、特定活動が1,083(2.7%)となった。

<三重県>

三重県の外国人就労者は、前年比7.9%増の3万3,753人で、全国に占める割合は1.6%だった。外国人を雇用している事業者は前年比5.5%増の4,621所で過去最高。

国籍別シェアでは、ベトナムが9,226人(全体の27.3%)、次いでブラジルの6,388人(同18.9%)、フィリピンの4,618人(同13.7%)、中国は3,146人(同9.3%)と続いた。

外国人就労者の在留資格別構成は、身分に基づく在留資格が1万4,258人(全体の42.2%)、技能実習が9,959人(29.5%)、専門的・技術分野が6,678人(19.8%)、資格外活動が1,818人(5.4%)、特定活動が47人(1.5%)となった。

第135回広州交易会が閉幕 ～海外バイヤー参加者数が過去最多～



中国最大規模の見本市である「中国輸出入商品交易会(広州交易会)」が4月15日から広州市で開催され、5月5日に閉幕した。

今回は215ヵ国・地域より、前回から24.5%増の24.6万人の海外バイヤーが参加され、史上最高を記録した。主催者の発表によると、参加者のうち「一带一路」共同建設国からのバイヤーが25.1%増の16万人、RCEP加盟国から25.5%増の6.1万人、BRICS加盟国から27.6%増の5.2万人、欧米から10.7%増の5万人だった。

また出展者総数は、2万9,000社を超え、このうち

輸出展示会には2万8,600社、輸入展示会には50の国・地域から680社が出展し、このうち「一带一路」共同建設国からの出展企業は64%を占めた。

輸出成約額は5月4日までに10.7%増の247億ドルだった。輸出成約額のうち、一带一路対象国バイヤーとの輸出成約額は13%増の138.6億ドルと全体の56%を占めた。

会場でのオフライン方式の他、オンライン方式での商談も行っており、オンライン方式での輸出成約額は5月4日までに33.1%増の30.3億ドル、参加バイヤーは40万8,000人だった。

新型コロナウイルスが流行する前は、バイヤー数は19万人前後、輸出成約額が約300億ドルだったが、今回、バイヤー数では流行前の水準を上回ったものの、輸出成約額は流行前には若干及ばなかった。

広州交易会は1957年より毎年春と秋に広州市で開催されており、次回(24年秋季)は10月15日～11月4日に開かれる。

2023年中国の港湾貨物・コンテナ取扱量

4月16日、中国交通運輸部は「2023年全国港湾貨物、コンテナ取扱量」を発表した。これまでは、各港湾別のデータを発表していたが、今年は省別のデータとなっている。

発表によると、中国の2023年の港湾における貨物取扱量は前年比8.2%増の169億7,326万トンだった。うち貿易貨物は9.5%増の50億4,694万トン、コンテナ取扱量は4.9%増の3億1,034万TEUだった。

貨物総取扱、貿易貨物、コンテナの各トップ10の省は下記の通り：

<貨物取扱量上位10省> (単位：万トン、%)

順位	省	取扱量	前年同期比
1	江蘇	351,138	8.3
2	広東	221,462	8.1
3	山東	207,373	5.0
4	浙江	202,509	5.5
5	河北	136,265	6.7
6	上海	83,588	14.9
7	遼寧	75,341	1.7
8	福建	74,899	4.9
9	湖北	69,347	22.8
10	安徽	67,170	10.5
	全国	1,697,326	8.2

<貿易貨物取扱量上位10省> (単位：万トン、%)

順位	省	取扱量	前年同期比
1	山東	103,396	4.7
2	広東	73,925	11.6
3	浙江	63,688	7.5
4	江蘇	62,305	12.1
5	上海	42,525	6.7
6	河北	41,927	20.6
7	天津	32,507	6.5
8	福建	29,051	12.7
9	遼寧	25,968	7.2
10	広西	19,794	17.4
	全国	504,694	9.5

また、公表されている主な港湾の貨物取扱量は；

①寧波-舟山港：貨物取扱量は4.9%増の13億2,400万トンで15年連続世界第1位となった。コンテナ取

扱量は5.9%増の3,530万TEUで世界第3位となった。

②唐山港：貨物取扱量は前年比(以下同)9.5%増の8億4,217万トンと初めて8億トンを突破し、2年連続世界第2位となった。

③広州港：貨物取扱量は2.9%増の6億7,500万トンで世界第5位、コンテナ取扱量は、2.2%増の2,541万TEUで世界第6位となった。

④蘇州港：貨物取扱量は2.8%増の5億9,300万トン、コンテナ取扱量は3.5%増の958.2万TEUで、このうち太倉港区のコンテナ取扱量は803.9万TEUで国内第8位、世界第22位となった。

⑤天津港：貨物取扱量は前年比1.8%増の5億5,900万トン、コンテナ取扱量は5.5%増の2,217万トンで記録を更新した。

⑥広西北部湾港：貨物取扱量は10.8%増の3億1,000万トン、コンテナ取扱量は14.3%増の802.2万TEUで、いずれも連続7年の二桁成長を維持している。

⑦深圳港：貨物取扱量は5.2%増の2億8,000万トン、コンテナ取扱量は1%増の1,870万TEUだった。

⑧厦門港：貨物取扱量は2億2,000万トン、コンテナ取扱量は1,255.37万TEUだった。

⑨上海港：コンテナ取扱量は上記表の通り4,916万TEUで、14年連続世界1位となった。

<コンテナ取扱量上位10省> (単位：万TEU、%)

順位	省	取扱量	前年同期比
1	広東	7,209	2.0
2	上海	4,916	3.9
3	浙江	4,252	7.9
4	山東	4,193	11.5
5	江蘇	2,545	6.3
6	天津	2,219	5.5
7	福建	1,818	1.0
8	遼寧	1,290	7.9
9	広西	957	15.8
10	湖北	330	5.5
	全国	31,034	4.9

在申日系企業の直近の労務課題

～ 労働契約解除 ～

可馳企業管理諮詢(上海)有限公司
(コチ コンサルティング 上海)

総経理 畑 伴子

JETROによる2023年度・海外進出日系企業実態調査において、在中国日系企業では、2023年は営業利益が悪化したと回答した企業が41.7%に上りました。2024年予測は、営業利益の改善を予測する企業が32.3%、横ばいが49.1%、悪化が18.6%と大きく改善が予測されているものの、中国国内の景気低迷と同時に、成長する中国企業との競争激化を業績悪化の原因として挙げる企業が多く見られます。中国企業の成長という事業環境変化に併せた事業再編や、中国で一挙に進んだEV化と路線を異にし、苦戦する自動車関連業界などにおける人員削減に伴う“労働契約解除”が本年の最大の労務課題となっています。

本稿では、在中国日系企業の労働契約解除の現状をご報告します。

[在中国日系企業の営業利益前年度比(JETRO 2023海外進出企業実態調査より抜粋)]

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/a261e38b2e86c8d5/20230023rev2.pdf

【内容】

1. 事業再編と労働契約
2. “雇用側意向による労働契約解除”に関する法規
3. 業績悪化/事業環境変化にともなう労働契約解除
4. 業績低迷者の労働契約解除
5. 労働契約解除に関わるトラブル事例

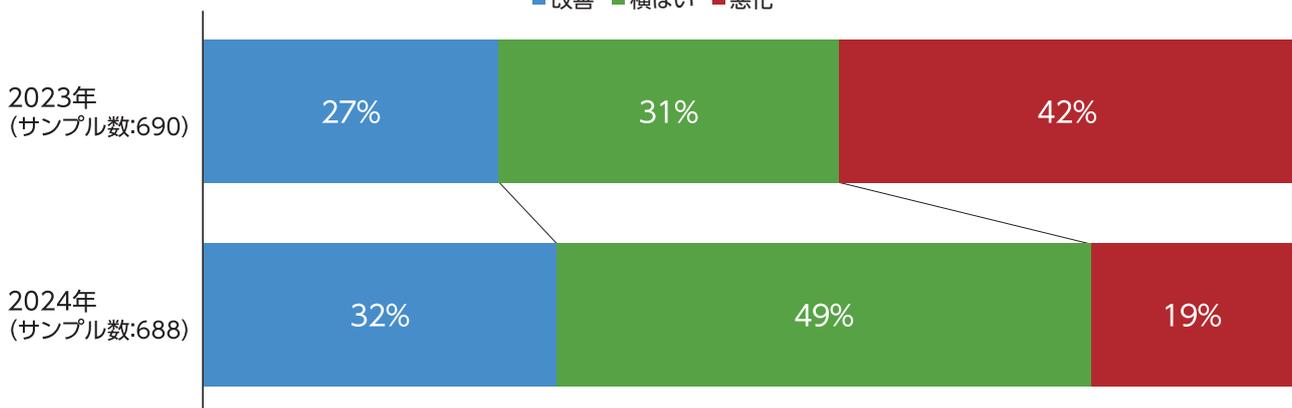
1. 事業再編と労働契約

事業再編は、環境規制等による事業所移転、事業規模縮小による人員削減、事業体制変更による法人の分割・統廃合、資本変更による持分譲渡、事業撤退による事業譲渡・事業清算などに類型されます。事業所移転や持分譲渡では雇用には変更がなく、労働契約は現状のまま維持が可能ですが、その他の場合は“雇用側意向による労働契約の解除”が伴うこととなります。

労働契約法をはじめとする、労働関連法規・条例にも関わらず、労働者は経済補償金(※1)が支給されることを期待しており、労使間の意識の差異から

営業利益見通し-中国

■改善 ■横ばい ■悪化



労務トラブルに発展するケースは少なくありません。[図1]は事業再編と労働契約の処理概要です。

※1：経済補償金

使用者理由による労働契約解除・終了にとともに、中国労働契約法ならびに関連法規によって定める、使用者に支払い義務が課せられる一次性的な補償金。

【法定経済保障金計算】労働契約解除時の直近12カ月の賃金性所得(地域により残業代の取り扱いなど差異あり)の1/12を基数とし、就労年数1年を1倍(N年=N倍)として乗じて計算される。1年に満たない期間の計算方法、労働契約法施行(2008年1月1日)以前の就労年数の処理、基数の上限、乗数の上限など地域により異なる。

2. “雇用側意向による労働契約解除”に関する法規

労働契約法に規定されている“雇用側意向による労働契約の解除”が可能な状況が[図2]の11の事項です。

個別の労働契約解除時には[図2]の1～9何れかに合致し、証拠が十分に整っている場合は企業側の一方的な主張で労働契約を解除することができます。使用者側の一方的な労働契約解除時には、多くの場合、労働者は仲裁に提訴します。一般的には、仲裁開廷前に調停が実施され調停での和解が図られます。

す。不当解雇と裁定された場合は元の労働契約を継続履行(元のポジションに戻す)か法定経済補償金の2倍(通称2N)の支払いが命じられます。

[図2]の1～9何れかに合致しない場合や、[図2]の1～9何れかに合致すると判断されるが証拠が十分に整っておらず、仲裁での敗訴などが懸念される場合は、経済補償金の積み増しを提示し(通常N+a)を対象者の合意を得て(“協議一致”)労働契約解除を成立させることが一般的です。

労働者は不当解雇時の法定経済補償金(法定経済補償金の2倍=2N)を得られるものと考え、2Nまたはそれ以上の経済補償金での合意解除が提示されることが一般的です。使用者側が、安易に高額な経済補償金の条件に応じると、その情報が社内のみならずSNS等でも拡散され、当該企業のみならず、グループ会社や地域の日系企業、在中日系企業の経済補償金支給標準のごとく流布されます。経済補償金交渉で使用者側が有利に立つためには、調停や仲裁で会社側の主張が支持される可能性が高いことを従業員に提示できることが重要です。

3. 業績悪化/事業環境変化にともなう労働契約解除

現在の中国の事業環境では、製造拠点の統廃合や、製品や販路の変更に伴う事業拠点の統廃合などの事業再編や、受注減や業績低迷から一定規模の人

[図1] 事業再編と労働契約

事業・組織再編		労働契約	リスク(騒擾)	
事業継続	事業の統廃合	移転	継続	●合理的な範囲の移転に対し、労働者の不同意による労働契約解除の場合、労働者の経済補償金要求は仲裁は支持しない。
		人員削減	解除	●人員削減条項に合致することは少なく、労働者は不当解雇(法定経済補償金の2倍)の経済補償金を期待する。
		事業分割	解除⇒ 新規締結	●経営側は旧雇用者、新規雇用者、労働者の3方の協議により、旧労働契約を新規雇用者が引き取る手法を希望するケースが多い。その場合付則(就業規則)の変更を含め労働者同意が必要。
		事業統合		●労働者は旧労働契約解除による経済補償金を享受したうえで、新規労働契約締結を希望するケースが多い。
		部門閉鎖	解除	●客観的状況の変化とみなされやすく労働契約法40条の適用が可能。 ●労働者は不当解雇(法定経済補償金の2倍)の経済補償金を期待する。
撤退	資本変更	持分譲渡	継続	●法的には労働契約は継続するため、経済補償金は発生しない。 ●労働者は雇用主の変更に対して、経済補償金の享受を期待する。
		事業譲渡	終了	●法的には法定経済補償金の支給による労働契約終了。 ●労働者は経済補償金の増し要求、不当解雇時の経済補償金要求を提示するケースが多い。
		清算		

員削減を検討される企業が少なくありません。一定規模の人員削減を実施する場合、リストラ条項(※2)と言われる労働契約法・第41条の適用が検討されますが、多くの場合、労働行政部門の正式なリストラ認定は得られず、『労働契約解除を支持しないわけではないが、使用者と労働者との協議により円満解決する』ことを指導されます。労働行政部門の正式なリストラ認定を受けた場合も法定の経済補償金の支給は必要です。

※2：労働契約法・(リストラ条項)

下記の状況のいずれかがあり、20人以上又は20人未満だが企業従業員総数の10%以上の人員削減が必要な場合は、使用者は30日前までに労働組合又は全従業員に対し状況を説明し、労働組合又は従業員の意見を聴取後に、人員削減方案を労働行政部門に報告したうえで人員削減を行うことができる。

- (1) 企業破産法の規定によって再編を行う場合
- (2) 生産、経営が極めて困難になった場合
- (3) 企業の製品転換、重大な技術革新又は経営方式に調整があり、労働契約変更後においてなお人員削減が必要である場合
- (4) その他の労働契約の締結時に依拠した客観的な経済状況に重大な変化が起り、労働契約の履行が不可能となった場合

…以下省略

事業再編や業績悪化に伴う労働契約解除であるが、労働契約法第41条(リストラ条項)の条件を満たさない場合、または労働行政部門の正式許可を得られない場合、労働契約法・第40条3項が選択肢となります。この場合、“客観的状況の重大変化”と“労働者との協議実施”が争点となります。

※3：労働契約法第40条(3項抜粋)

下記の状況のいずれかがある場合、使用者は30日前までに書面により労働者本人に通知するか、又は労働者に対し1ヶ月の賃金を余分に支給した後、労働契約を解除することができる。

(3)労働契約の締結時に依拠した客観的な状況に重大な変化(*1)が起り、労働契約の履行が不可能となり、使用者と労働者が協議を経ても(*2)労働契約の内容変更について合意できなかった場合。

“客観的状況の重大変化”(*1)とは

- ①地震、火災、水害等の自然災害による不可抗力
- ②法律法規、政策変化による資産移転、操業停止などの重大変化
- ③特許経営性企業の経営範囲などの変更

とされています(労働争議案件法律適用問題の回答第12条/北京高級人民法院、北京市労働人事争議仲裁委員会/2017年)。事業環境変化が“客観的状況の重大変化”にあたらないと判断される場合が非常

[図2] 雇用側意向による労働契約解除

「雇用者側意向」による労働契約解除が可能な状況		30日前通知	経済補償金
1	試用期間に採用条件に適合しない事が証明された場合	不要	不要
2	雇用単位の規則制度に重大な違反をした場合		
3	重大な職務上の過失または私利的不正行為により雇用企業に損害をもたらした場合		
4	兼業により業務任務に重大な影響を与える/改善しない		
5	労働契約が詐欺、脅迫の手段として強要して締結された場合		
6	法による刑事責任を追及された場合		
7	労働契約 協議解除		
8	医療期間満了後も元の職場に復帰できず、別途手配した職務にも従事できない場合	要	要
9	業務に絶え得ず、研修教育または業務職位調整を経ても業務に耐えない場合		
10	労働契約締結時の客観的な状況の変化が生じたことにより労働契約の履行ができなくなり、雇用単位と労働者が労働契約約定内容変更の協議合意に達しなかった場合		
11	労働契約法第41条(リストラ条項)に適合する場合(※3)		

に多いのが実態です。

事業環境変化により労働契約履行が困難であるにも関わらず、“客観的状況の重大変化”とみなされないリスクが高いと判断される場合は、

- ①経済補償金(※1)の積み増し等で契約解除に同意を取得する。(労働契約法36条)
- ②使用者側は客観的な状況の重大変化を理由に労働契約を一方解除し、仲裁に提訴された場合は調停などを通して協議一致を図る。
上記①か②かの選択となります。

更に、留意点として、“労働者との協議実施”(※2)とは、会社が代替の職を提示し、労働者が新たな職務提示に応じない証拠の確保が必要とされています。よって多くの日系企業では、経済補償金(※1)の積み増しにより労働契約法第36条に規定される“労働者との協議一致”による労働契約解除が執行されています。

労働契約締結時の客観的状況の重大変化による労働契約解除 事例

塾などの学外教育業界はコロナ禍と、“双减政策”(学校教育水準引き上げと学外教育の規範化のため、宿題と塾の二つを減少させるとする政策)により事業に多大な影響が出たが、これを事前予測することは不可能だったため、これらの事業に関わる人員の労働契約解除は“労働契約の客観状況の重大変化”によるものと判断された。

4. 業績低迷者の労働契約解除

企業業績が芳しくない場合、組織規模を縮小する場合に業績低迷者の労働契約解除を検討されるケースも多発しています。労働契約法・第40条2項(※4)において、業務の任に堪えない従業員の使用者の意向による労働契約解除が規定されています。

※3：労働契約法第40条(2項抜粋)

下記の状況のいずれかがある場合、使用者は30日前までに書面により労働者本人に通知するか、又は労働者に対し1ヶ月の賃金を余分に支給した後、労働契約を解除することができる。

(2)労働者が業務を全うできないことが証明され、職業訓練又は職場調整を経てもなお業務を全うできない場合。

この条項を適用し、労働契約解除を実施する場合は、労働者が労働契約またはその付則となる就業規則や人事制度、職務記述書において約定した業務を全うできないことの証拠を保全しておくことが必要となります。

- ①労働契約や付則において当人が全うすべき職務とその遂行レベルが約定されていること。
- ②約定された職務が約定されたレベルで遂行されていない証拠が保全されていること。

上述①と②がそろったうえで、職業訓練や職場調整を実施しても元の職務または、調整後の職務が全うされないこと、または、職務調整に応じない証拠が保全されている場合、使用者側による一方的な労働契約解除が合法的な措置と認められます。

この条項の適用においても、使用者側の主張が全面的に認められない場合が多いため、日系企業では、法定経済補償金に一定の積み増しを行って“協議一致”により労働契約を解除するケースが多く見られます。

5. 労働契約解除に関わる留意事項

日系企業では中国民営企業や欧米系企業と比較し、年功序列型賃金制度に伴う、長期就労者が多く、経済補償金が高額にのぼること、また、日系企業は労働仲裁や裁判を回避する傾向が強いこと、レピュテーションリスクへの警戒感が強ことから、労働契約解除には非常に慎重でしたが、直近では人員削減の執行に踏み切る企業が増加しています。

労働契約解除の事前留意事項をご紹介します。

●過去の人事管理の瑕疵の露呈による経済補償金の積み増し金の増大を回避するための人事管理の再検証。

・社会保険料の過少納付

過去の管理の瑕疵が露呈する最も多い事例は、社会保険の誤納付です。長期就労者が多い日系企業では、社会保険法施行(2011年7月)以前からの就労者も多く、法定でありながら細則が徹底されていなかった時代に社会保険の過少納付は珍しくありませんでした。過去の過少納付や未納付が、労働契約解除時に露呈し、金銭での補填を要求されるケースが多々発生しています。

社会保険の追加納付は社会保険管理機構も煩雑な追加納付手続きを回避したがる傾向があり、最終的に金銭での合意決着となる場合が少なくありません。

・残業代の過少払い

過去の残業時間管理や残業代基数など残業に関わる瑕疵も少なくありません。特に、日系企業では、合法的な手続きを経ず、管理職に残業代を支給していないことによる、高額な補填請求を受けるケースが散見されます。

・有給休暇管理の瑕疵

中国では法定有給休暇は1年間のみ持越しが認められていますが、未使用法定有給休暇は賃金の2倍の金額での買取が有給休暇法で規定されています。代休の付与・買取の瑕疵と併せて、労働契約解除時に金銭での補填を要請されることの多いトラブルです。

●労働契約解除不可人員の労働契約解除執行時の解雇プラン策定

労働契約法で労働契約解除不可状況とされる人員も、本人と“協議一致”できれば労働契約解除は可能です。多くの企業がこれらの特殊状況社員との労働契約解除を望まれます。その場合、十分な人事労務知識を備え、対象者の心情を考慮した解雇プランの策定がポイントとなります。

・勤続15年以上、定年年齢5年以内の人員の労働契約解除

長期就労者が多く、従業員の高齢化が進んでいる日系企業では、事業環境変化に併せたりストラクチャリングとして、事業再編や人員削減に際して、労働契約法で労働契約解除不可人員とされている『勤続15年以上、定年退職年齢5年以内』の従業員との“協議一致”による労働契約解除を望まれる企業が少なくありません。

定年退職時には経済補償金を支給することなく労働契約を終了することができるため、

高齢従業員を対象に希望退職を募集されるケースもあります。

しかしながら、再就職が難しい層であり、人員を特定して『勤続15年以上、定年退職年齢5年以内』の人員と労働契約解除交渉にあたる際には、退職後の自由就業者としての社会保険加入が可能

な人員であるかどうか？失業保険受給による社会保険継続可能な人員であるかどうか？など、地域の社会保険運用や対象人員の戸籍状況などを考慮した、労働契約解除後の生活プランを考慮した提案が有効です。

・労災休暇中人員、傷病休暇中人員の労働契約解除

労災休暇中、傷病休暇中の人員に関しては、地域ごとの制度を十分に把握し、対象者の家族や個人の状況を考慮し、将来支給される保障を下回らず、雇用継続するコストを上回らない経済補償金プランを設計することにより、合意解除することが可能です。

事業再編や人員削減などの変革に取り組みざるを得ない状況に直面する企業が多い中、日系企業には変革をリードする中国人リーダーが不在の企業が多いことが最大の課題と感じられます。事業再編や人員削減時には、一定規模の人員の報酬、福利、労働条件などに変化が発生するため、対象者のコンセンサスを適正な方向にリードできるリーダーの存在が変革の可否を決めると言っても過言ではありません。変化する事業環境に適合・先取して中国事業を推進するためには、中国人経営幹部の発掘、育成が在中国日系企業の重要な経営課題と思われる。

<執筆者プロフィール>

可馳企業管理諮詢(上海)有限公司
(コチ コンサルティング 上海)

総経理 畑 伴子

西南学院大学商学部卒。(株)日本航空勤務後、上海交通大学にて中国語を修得。1997年から(株)パナソニック中国法人(株)パナソニックグローバルを立ち上げ、グローバル人材紹介、グローバル人材活用コンサルティング、海外法人管理に携わる。2008年より上海市対外服務有限公司との提携により日系企業中国事業の人事業務支援に従事。2012年1月、日系企業の人事支援を行うコチコンサルティング(上海)を立ち上げ、現職。中国における人事コンサルティング歴25年。





船舶陸上電力供給施設利用が急増

船舶陸上電力供給施設とは、船舶が停泊中に使用する電力を船舶の補機発電から陸上発電へ変換するためのもので、船舶のアイドリングストップによる二酸化炭素排出削減を目的としており、港湾の大気を改善・向上させるためには、同施設を建設し、港に停泊する船舶の陸上電力利用率を高めることが重要とされている。

統計によると、今年第一四半期、黄驊港における船舶陸上電力供給施設を利用した船舶は前年同期比70%増の362艘で、発電用オイル315トン節約し、二酸化炭素排出量を1,050トン削減したことになる。



易会)」に滄州市から104社(出展ブース数：156ブース)が出展し、過去最高となった。

今回の滄州市からの主な出展製品は、家電、電子・電気製品、オートバイ、自動車部品、機械設備及びその部品、新素材、化学製品、ハードウェア、建材、工具、スポーツ・旅行レジャー用品、ガラス工芸品などで、バイヤーは主に北米、南米、中東地域からで、期間中の成約額は約900万ドルだった。

プラスチック包装の街 東光県

滄州市東光県は全国で有名なプラスチック包装の生産基地であり、現在、県内には1,000社以上の包装会社があり、その従業員数は2万人を超えている。製品はカナダ、メキシコ、ベトナム、インド、エジプト等30ヶ国あまりに輸出されている。

現在、現地では産学共同で、同業の革新を推し進めており、より環境に配慮した製品開発や、ハイエンド化を目指している。

広州交易会に滄州から104社が出展

5月5日に閉幕した「中国輸出入商品交易会(広州交



新エネ軟磁性材料PJが決定

4月24日、アルセロール・ミッタル社(本社：ルクセンブルク)の新エネルギー軟磁性材料プロジェクトの調印式が常州国家高新区で行われた。アルセロール・ミッタルグループは新エネルギー軟磁性材料分野の業界トップである。



同プロジェクトの顧客は国内外の新エネ車のモーターや送変電機器メーカーとなる。

このプロジェクトは、江蘇省が国際的競争力のある新エネ車産業クラスターを構築するための強力な支援となる。

【BYD】常州基地の新車が北京モーターショーに登場

第18回北京国際自動車展覧会(北京モーターショー)が開催され、国内外から多くの自動車メーカーが出展した。

中国のEV・PHVの最大手「BYD」は、今回複数の新車を披露したが、その中で出展された「海獅(シーガル)07EV」という車種は、BYD常州基地で生産されたものである。



ちなみにBYDの全車種の3月の販売台数が再び30万台を突破し、2月比で147.8%増加した。またBYDの常州基地で生産されたシーガル07EVを含む3月単月販売台数は3万台を超えた。

ポンプ及びバルブ企業の円卓会議が開催

4月17日、常州高新区でポンプ及びバルブ企業のトップマネジメント円卓会議を開催した。会議では、中国のポンプ及びバルブ産業の世界的競争力分析、サプライチェーンの最適化と管理の革新、技術革新と研究開発への投資、市場の多様化と輸出成長戦略、人材育成と技術労働者不足、中米貿易摩擦がポンプ及びバルブ産業に与える影響など、重要な議題について深く議論した。



2024蘇州グローバル企業誘致大会 に高新区企業が参加

4月26日、2024蘇州グローバル企業誘致大会が開催され、11カ国の中国駐在使節代表、フォーチュン500企業、業界トップ50企業、グローバルユニコーン企業の代表、著名な商会・協会、金融と投資機関、会計士及び弁護士事務所の代表がイベントに参加した。

会場では、新エネルギー、ハイエンド装備、新世代情報技術、先進材料、バイオ医薬及びヘルスケアなど367件のプロジェクトが調印され、その総投資額は3,719.5億元に達した。

常熟高新区からも多くの企業がこの活動に参加し、調印式等を行った。

南京大学水素エネルギー・燃料電池検査試験センターが常熟高新区に設立

4月17日、上記プロジェクトが調印され、常熟高新区への進出が決定した。同センターは、5年以内

に「国家水素エネルギー・燃料電池製品品質標準研究所」となることを目指している。

近年来、常熟市は水素エネルギー産業チェーンの構築を重点とし、総投資額100億元超の50以上の核となる水素エネルギー産業プロジェクトの導入に成功し、水素の生産、貯蔵、輸送、応用、水素燃料電池及び部品生産の産業チェーンが形成されている。

羅泰潔淨技術有限公司 が起工式を挙

4月11日、同社の起工式が行われた。これにより高新区の医療・健康産業チェーンの構築が更に促進される。

同社は2023年7月に設立され、敷地面積2.5万㎡、新工場は3万㎡、総投資額4億元で、主に、中国、EU、米国のGMP基準の中核エリアでのバイオ製薬工場のクリーンエンジニアリング、生産エリアでの医薬品精製装置、クリーン流体装置、液体分注システムの研究開発と製造に従事する。



錫山經濟貿易代表団が日本を訪問

4月18日から22日にかけて、標記代表団が日本を訪問し、企業や専門機関を訪問・視察し、交流活動を実施すると共に、新規進出プロジェクトの調印式に立ち会った。

今回立ち会ったプロジェクトは、伊藤忠商事と、無錫市に本社のある紅豆集団の1億ドルに及ぶホームアパレル合併プロジェクトで、総投資額は1億ドル、両社は互いの強みを補完し、高品質な製品を開発する。

また代表団は滞在中、先進的かつインテリジェントな高齢者介護施設を訪問し、その運営理念やサービスプロセスについて学んだ。



錫山区は、日本の高齢者介護業界の先進的な経験と実践を学び、高齢者介護の新しいモデルを日中共同で模索し、質の高い高齢者介護サービス

システムを構築したいと考えている。

無錫が更に便利に！

最近のトピックスを3つ紹介。これらにより、無錫市が更に便利となる。

①「蘇寧広場ショッピングセンター」が無錫市初の免税店となった。現場では免税の手続きが簡単に行えるだけでなく、中国語と英語のマニュアルと専門のサービススタッフを配置している。



②無錫とメキシコシティを結ぶ貨物便が就航した。

これにより、江蘇省内外から中米、南米への航空物流の適時性が向上するだけでなく、無錫市の世界市場との繋がりを加速することも促進した。

③無錫市はシンガポール・チャンギ国際空港と提携し、無錫空港の「地方ハブ空港」建設を加速することとなった。



六合区程橋街道(町)の紹介

程橋街道は、六和区の西部に位置し、総面積は122.25km²で、人口は約4.6万人規模の町。また、長江デルタ経済区、南京都市圏の後背地に位置し、安徽省東部と江蘇北部に広がる重要な拠点となっている。



程橋の歴史は古く、南京博物館に貯蔵・展示されている古代の打楽器である「編鐘(へんしょう)」は2000年以上前のもので、南京博物館の宝とされている。

管轄エリア内には「南京程橋工業園」があり、六合区の市街地まで7km、南京市の中心地まで32kmで、現在建設中の北延江高速鉄道と寧淮高速鉄道の六合西駅から2キロの距離にあり、交通の便に優れており、園区には開発予定の12.6万m²の土地があり、土地取得後すぐに建設が可能で、賃貸可能な高規格レンタル工場もある。園区内は下水処理場が整備され、道路、緑化、照明などのインフラが完備されている。



現在、園区内には50社の企業があり、そのうち13社が一定規模以上の企業で、8社のハイテク企業も含まれ、それぞれ順調に経営されている。

日本企業の投資を歓迎致します。



新会区の陳皮が中国ブランドに

陳皮とは、ミカンの果皮を乾燥させた漢方薬の原料のひとつで、江門市新会区の陳皮が伝統的な産地として有名で最も効果があると言われている。

5月10日から上海市で開催された「中国ブランドデー」のメインイベントの一つである第8回中国ブランド発展国際フォーラムにおいて、「消費者に支持される中国ブランドトップ100」が正式に発表され、2年連続で新会陳皮がブランドリストに名を連ねた。



ブランドは高品質な開発の重要なシンボルであり、江門市は常に新会陳皮のブランド構築を重視しており、様々な措置を講じてきた。2023年、新会区は「中国陳皮の都」の称号を授与された。現在年間の総生産額は230億元にまで達している。

江門市に7つの省級工学技術研究センターが追加

広東省科学技術庁が発表した最新の「2023年広東

省工程技術研究センター認定に関する通知」によると、江門市に省レベルの工程技術研究センターが7カ所追加され、合計は438カ所となった。

広東省工程技術研究センターは、産学研究が深く統合された技術革新システムを構築するための重要な科学研究プラットフォームである。

「2024江門五一国際車展」が開催

5月1日から3日にかけて、標記展示会が開催された。統計によると、展示会には3日間で5万人以上の来場者が参観した。今回は新エ車が多数展示され展示会の目玉となった。また今回発表された新車のうち、新エネ車の台数が燃料車を上回った。



今回の展示会では1,200台近くの車が販売され、成約額は1.2億元を超えた。

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年月	輸出		輸入		差引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年	179,852	19.2	203,416	16.4	▲23,564	赤字縮小
2022年	190,221	5.8	248,190	22.0	▲57,969	赤字拡大
2023年	175,863	▲7.5	248,190	▲0.7	▲70,473	赤字拡大
2024年4月	15,871	9.6	21,140	10.8	▲5,270	赤字拡大
2024年1-4月	59,336	12.4	79,339	▲0.1	▲20,003	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

4月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	89,807	100.0	
	内訳	アメリカ	18,028	20.1
		EU	8,828	9.8
		アジア	47,140	52.5
		うち中国	15,871	17.7
輸入	総額	94,433	100.0	
	内訳	アメリカ	11,143	11.8
		EU	10,060	10.7
		アジア	44,081	46.7
		うち中国	21,140	22.4

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

4月の主な増減品目

単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 半導体等製造装置	95.4	6.4
		2 自動車	36.0	1.6
		3 プラスチック	21.4	1.3
輸入	増加	1 電算機類(含周辺機器)	29.5	2.3
		2 通信機	17.4	1.7
		3 衣類・同付属品	10.3	0.8

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年月	輸出			輸入			差引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年	33,864	14.7	18.8	23,223	21.9	11.4	10,641	黒字拡大
2022年	33,604	▲0.8	17.7	28,963	24.7	11.7	4,641	黒字縮小
2023年	28,720	▲14.5	16.2	30,030	3.6	12.3	▲1,310	赤字転換
2024年4月	2,317	0.6	14.6	2,605	8.4	12.3	▲288	赤字拡大
2024年1-4月	8,282	▲2.0	14.0	9,848	4.0	12.4	▲1,566	赤字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

4月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	21,872	100.0	
	内訳	アメリカ	6,352	29.0
		EU	2,559	11.7
		アジア	7,328	33.5
		うち中国	2,317	10.6
輸入	総額	12,537	100.0	
	内訳	アメリカ	1,294	10.3
		EU	1,205	9.6
		アジア	6,217	49.6
		うち中国	2,605	20.8

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

4月の主な増減品目

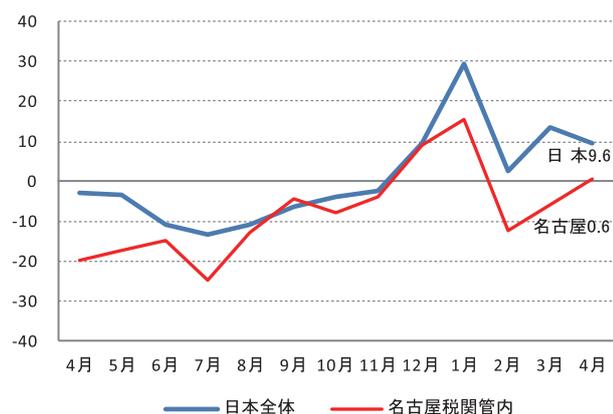
単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 プラスチック	25.5	1.2
		2 写真用・映画用材料	74.2	0.9
	減少	1 有機化合物	▲62.1	▲1.5
輸入	増加	1 自動車	855.7	3.5
		2 事務用機器	78.1	1.3
		3 鉄鋼	90.5	1.1
減少	1 がん具及び遊戯用具	▲66.0	▲2.7	

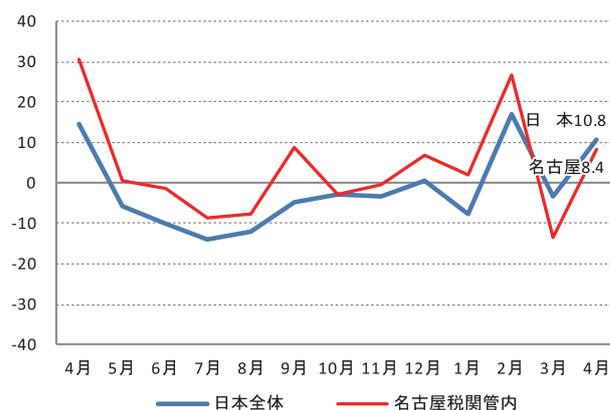
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

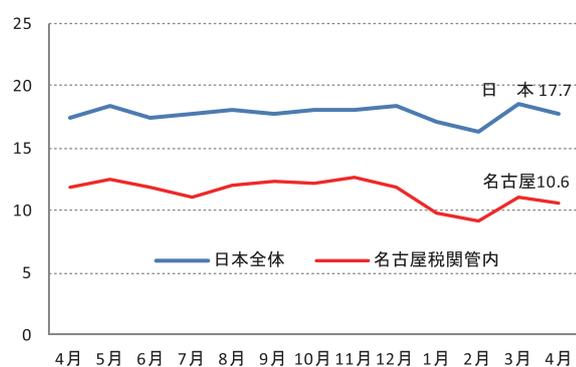
中国への輸出額の月別伸率(%)



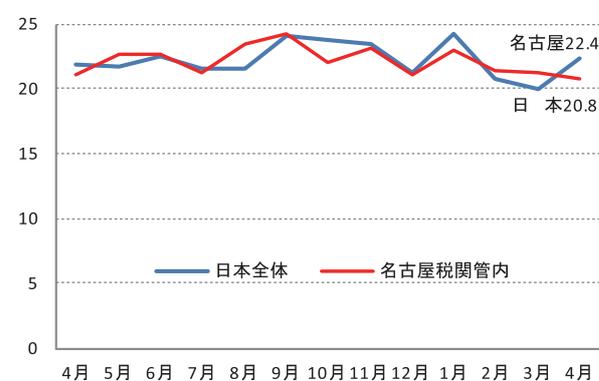
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1
2021年	33,640	29.9	26,875	30.1
2022年	35,936	7.0	27,160	1.1
2023年	33,800	▲4.6	25,568	▲5.5
2024年4月	2,924	1.5	2,201	8.4
2024年1-4月	10,995	1.5	8,439	3.2

出所：中国税関総署

中国の外資導入

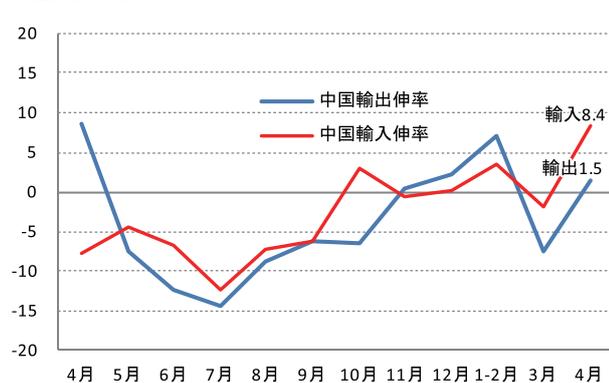
単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年	N/A	N/A	1,734.8	20.2
2022年	N/A	N/A	1,891.3	8.0
2023年	53,766	39.7	1,609.1	▲14.9
2024年1-4月	16,805	19.2	507.3	▲31.0

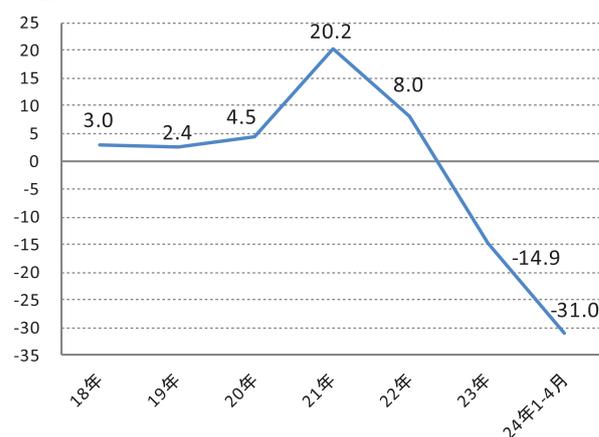
出所：中国商務部

※24年1-4月の実行ベース金額は、中国税関総署発表の同時期の貿易総額の平均為替レート(1ドル=7.10人民元)を基に元からドルに換算。

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	4月	1-4月
消費者物価指数	0.3	0.1
うち都市	0.3	0.1
農村	0.4	0.0
うち食品	▲2.7	▲3.1
食品以外	0.9	0.8
うち消費財	0.0	▲0.6
サービス	0.8	1.0

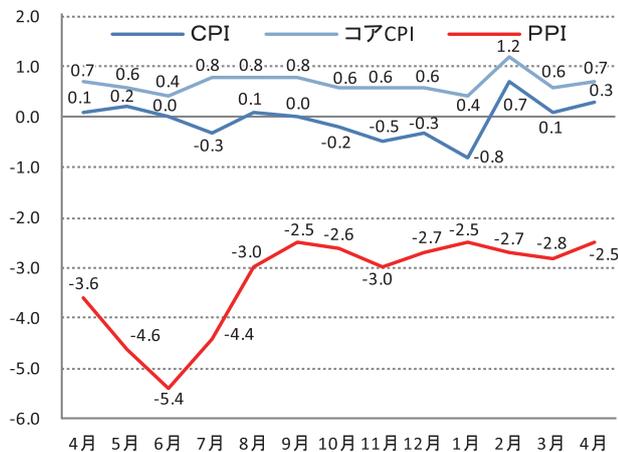
出所：中国国家統計局

工業生産者物価指数PPI (%)

	4月	1-4月
工業生産者物価指数(PPI)	▲2.5	▲2.7
うち生産資材	▲3.1	▲3.3
うち採掘	▲4.8	▲5.5
原材料	▲1.9	▲2.6
加工	▲3.6	▲3.4
生活資材	▲0.9	▲1.0
うち食品	▲0.8	▲1.0
衣類	0.3	0.3
一般日用品	0.1	0.0
耐久消費財	▲1.9	▲2.0
工業生産者仕入物価指数	▲3.0	▲3.3
うち燃料、動力類	▲4.3	▲5.6

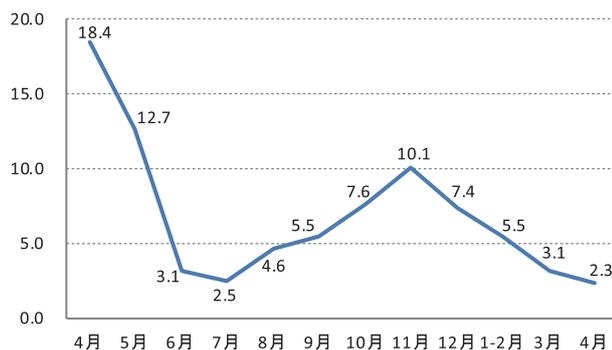
※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家統計局

CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)



4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月
※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

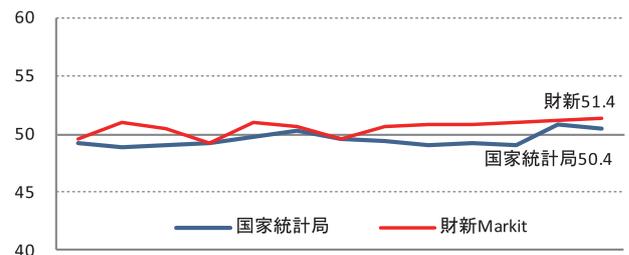
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家統計局

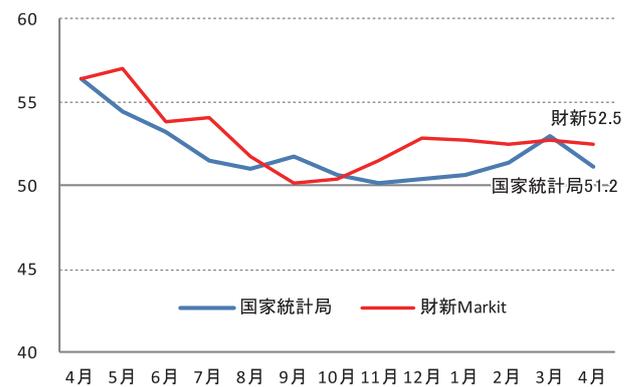
中国の景気先行指数

製造業PMI



4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月
※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業) PMI

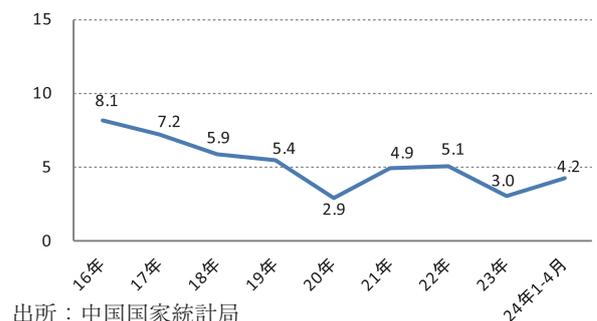


中国の固定資産投資

24年1-4月の固定資産投資

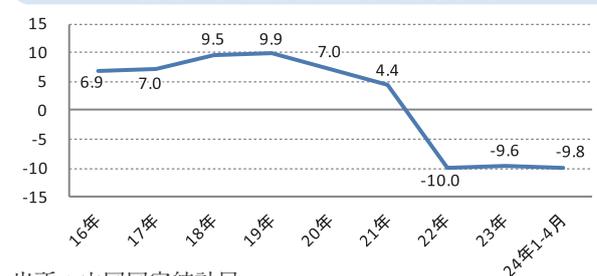
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		143,401	4.2
産業別	第一次	2,636	1.9
	第二次	47,634	13.0
	第三次	93,131	0.3
地域別	東部	N/A	4.8
	中部	N/A	4.0
	西部	N/A	0.6
	東北	N/A	6.4

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

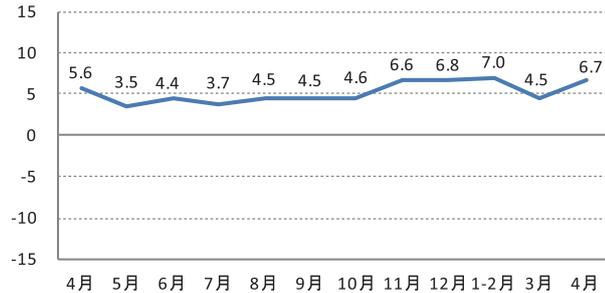
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	4月	1-4月
一定規模以上の工業生産	6.7	6.3
内訳 鉱業	2.0	1.7
製造業	7.5	6.9
電気・ガス・熱・水生産供給業	5.8	6.6
内訳 国有企業	5.4	5.2
株式制企業	6.9	6.6
外資系企業	6.2	5.1
私営企業	6.3	5.6

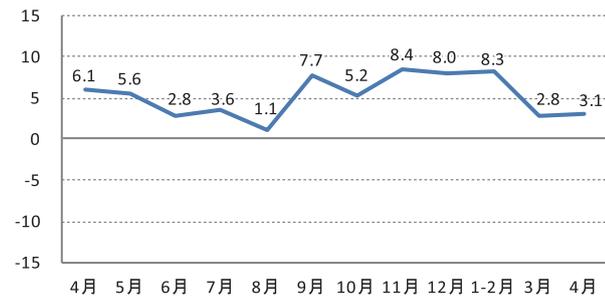
出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



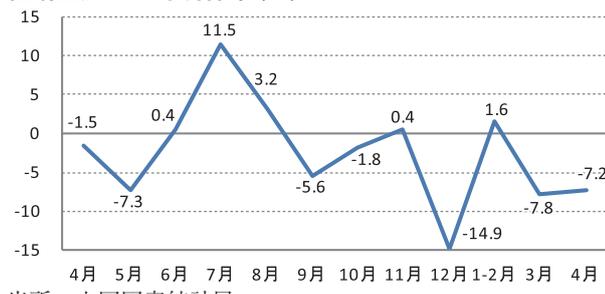
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



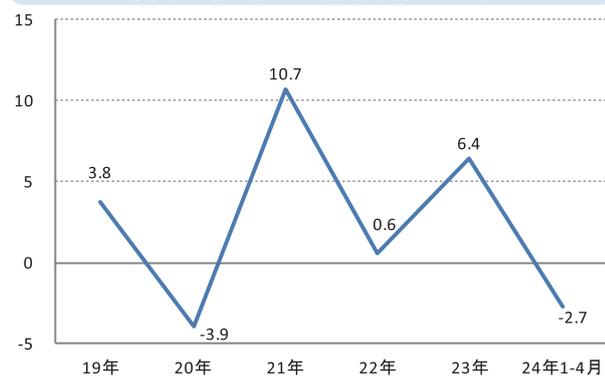
出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

中国の自動車販売台数

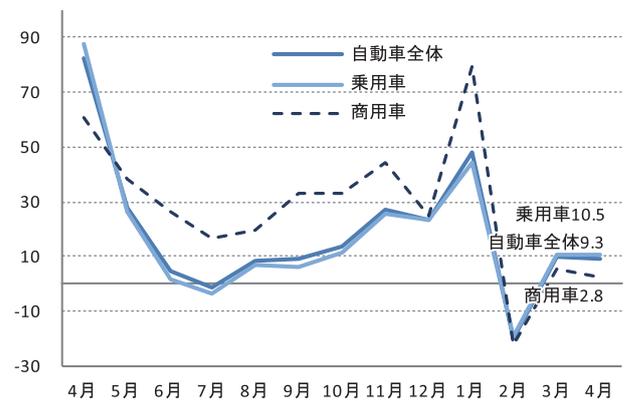
台数：万台

年月	自動車	
	乗用車	商用車
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
2020年	2,531	513
2021年	2,627	479
2022年	2,686	330
2023年	3,009	403
2024年4月	235	35
2024年1-4月	907	139

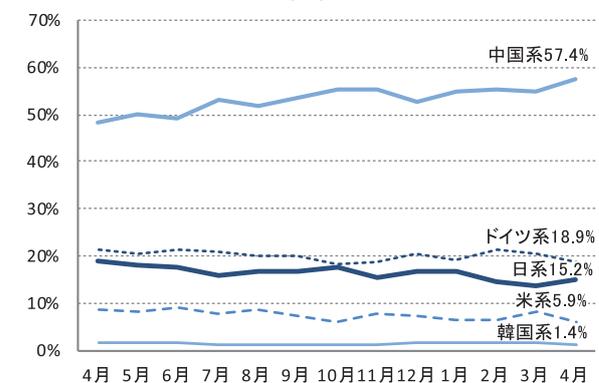
出所：中国汽车工業協会

※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)



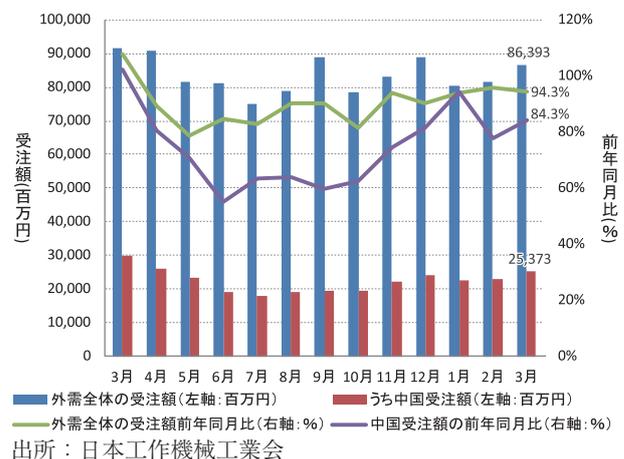
日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報協会の

日本の工作機械外需統計

外需全体の受注額と中国からの受注額



出所：日本工作機械工業会

〈中国短信〉

◆上海市 企業負担軽減策

上海市は3月23日付の通達(通知)で、企業負担の軽減策を発表した。税、人件費、エネルギー、資金調達コストの削減、企業向けサービスの最適化などが盛り込まれた。有効期間は2024年3月23日～12月31日まで。主なポイントは以下の通り。

<税の軽減>

増値税の小規模納税者、小型微利企業、個人事業主に対し、資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税(証券取引印紙税を含まない)、耕地占用税と教育費や地方教育附加の「6税2費」を半減する。

<人件費の削減>

従業員の基本医療保険、失業保険、労災保険の料率を段階的に引き下げ。対象となる大企業及び中小零細企業に対して、前年度に納付した失業保険料を大手企業に30%、中小零細企業に60%還付する。

失業者を受け入れ、1年以上の労働契約を締結し、社会保険料を納付した企業に、1人につき2千元を支給。

◆「汚染物質排出許可管理弁法」が改正

2024年7月1日から「汚染物質排出許可管理弁法」が施行される。同法は2018年1月に施行された「汚染物質排出許可管理弁法(試行)」の改正にあたり、法令名からは「(試行)」が削除された。以下は主な改正点。

①分類管理が明確化

汚染物質の発生量、排出量、環境への影響度に応じ、企業をより緻密に分類。同時に管理方法を「重点管理」「略式管理(簡化管理)」「登記管理」に細分化。

②情報プラットフォームの役割強化

対象企業に「全国汚染排出許可証管理情報プラットフォーム(全国排污許可証管理信息平台)」への届出(登記)を義務付け。変更手続きはプラットフォーム(オンライン)と紙(窓口)を併用できる。プラットフォームで公開される汚染排出許可に関する内容(電子版)は「汚染排出許可証」の正本と法的効力が同等であると位置付け。過去の事故も含め、届出の内容は一般公開される。

③実施報告の目的を明確化

対象企業にプラットフォームでの実施状況の報告(執行報告)を求める(頻度は年、四半期、月)。実施報告

を基に、当局はデータの信頼性に対する監督を強化。

◆工業の設備更新促進案

工業・情報化部などは3月27日付で、工業分野における設備更新の促進案を発表した。同案は国務院が3月7日付で設備投資や消費拡大のための買い替え促進案を発表したことを受けたもので、国務院の案と同様に2027年までに、工業分野の設備投資を2023年比で25%以上増加させ、一定規模以上企業においてデジタル化された研究開発・設計ツールの普及率を90%以上に、製造工程のCNC化率を75%以上にするなどの目標が盛り込まれている。今回は新たに対象となる分野や設備が発表された。

(1)対象となる分野・機器

- ①非効率設備の代替：産業用マザーマシン、農業機械、建設機械、電動自転車などの生産設備
- ②ハイエンド先進設備への更新：航空、太陽光発電、駆動用電池、生物発酵などの生産設備
- ③試験および検査装置の更新：石油化学、製薬、船舶、電子などの重点業種

(2) DX、省エネ・CO₂削減、安全性向上

- ①スマート製造設備の普及・応用、スマート工場の建設加速など。
- ②省エネ機器の導入、固体廃棄物処理と節水設備応用の加速など。
- ③故障率が低い設備への更新、労災リスクが高い作業の無人化など。

◆清明節の国内観光収入 コロナ超え

中国文化観光部によると、清明節3連休(4月4～6日)の国内旅行者数はコロナ禍前の19年比で11.5%増の1億1,900万人、国内観光収入は12.7%増の539億5千万円と、いずれも増加した。また海外旅行者数では、入国者が延べ104万1千人、出国者は延べ99万2千人と、19年の水準まで近づいた。日本、タイ、韓国などが主な人気スポットとなった。

◆消費財買い替え促進案

商務部など14部門は12日、財政金融政策の支援強化、廃家電リサイクルネットワークの整備、住宅市場環境の最適化など22の措置を打ち出す政策を発表した。

設備と消費財の買い替えを推進するため、中国政府は「1+N」政策体系を展開している。「1」は今年3月

に国務院が発表した「大規模設備更新と消費財買い替えの促進に関する行動方案」を指し、設備更新、消費財買い替え、リサイクル、基準向上の4つの行動を提案。「N」は各分野における具体的な実施案を指し、今回の商務部主導による「消費財買い替えの促進行動方案」も含まれる。

方案では、2025年までに排出ガス基準国Ⅲ以下の乗用車の淘汰を進め、高効率・省エネ家電の普及を図る。廃車リサイクル量は2023年比で50%増、廃家電リサイクル量は同15%増に設定された。更に2027年までに、廃車リサイクル量は2023年の2倍増とし、中古車の取引量は同45%増、廃家電リサイクル量は同30%増に設定された。

◆雇用対策を延長 失業保険の軽減など

人的資源・社会保障部などは4月26日付の公告(人社部発〔2024〕40号)で、失業保険料の軽減などの雇用対策を延長することを明らかにした。

<失業保険料の軽減>

現行の失業保険の料率を1%に引き下げた政策は24年末に期限を迎えるが、25年末まで延長される。

中国の失業保険の料率は本来、総賃金の2%を会社負担、1%を本人負担、合わせて総負担3%とされている。最終的な率は各省が決めるが、近年は中央政府の政策に呼応する形で各省でも引き下げが続いた結果、総負担を1%とし、会社と本人の負担比率をそれぞれ0.5%とする省が多い。

<失業保険料の還付>

前年度に従業員の解雇が少なかった企業が納付した失業保険料の一部を還付する制度は、23年末に期限を迎えていたが、24年末まで延長される。

“従業員が少なかった企業”とは、前年度に解雇していない、もしくは全従業員に占める解雇者の比率が“全国の都市部の調査失業率の抑制目標”(23年度5.5%)を上回らず、従業員30人以下の企業については20%を上回らなかった企業を指す。

企業として申請する必要があるが、大企業の場合は30%、中小企業の場合は60%が還付される。

<技能向上に対する助成>

現行の職業資格証書または職業技能等級証書を新たに取得した従業員本人または失業者に対する補助金(1,000～2,000元)の支給を24年末まで延長する。補助金の原資は失業保険基金である。

◆関税法 12月から

全人大常務委員会は4月26日、「関税法」を可決した。同法は24年12月1日から施行される。

現行制度を改めて法制化したもので、同法施行による輸出入制度の大きな変更はないとされる。一方、不当廉売関税(ダンピング防止税)や相殺関税(補助金の効果を相殺するため関税)といった報復措置に関する内容も盛り込まれているため、中国国外ではその運用について注視する向きもある。

◆乗用車買い替えに最大21万円補助

商務部など7部門は4月26日付で、「自動車買い替え補助金実施細則」を公表した。

細則の公布日から2024年12月31日までに、排ガス基準「国三」(EURO3相当)以下、即ち2011年6月30日までに登録された乗用車、もしくは2018年4月30日前までに登録された新エネ車(ほぼEV)から、新エネ車または2L以下のガソリン車に買い替えた場合に補助金が支給される。

支給額は新エネ車に1万元(約21万6千円)、2L以下のガソリン車に7,000元(約15万円)。

中国全体で補助金の対象車の保有台数は1,454万5千台とされる(内訳:排ガス基準「国三」のガソリン車1,370万8千台、車齢6年以上の新エネ車83万7千台)。

補助金の支給が労働節休暇の前に決まったことで、国内消費の弾みとなった模様だ。

◆第1四半期 外国人出入国者数3倍超

中国国家移民管理局によると、第1四半期に外国人の出入国者数は、2023年の同時期と比べて3倍以上に増加した。外国人ビザの発行数は同118.8%増の46万6千件で、ビザなしで入国した外国人は前年同期比266.1%増の198万8千人だった。

◆メーデーの国内観光収入12.7%増

中国文化観光部によると、今年の労働節(メーデー、5月1日～5日)連休の国内旅行者数は前年同期比7.6%増の2億9,500万人で、コロナ前より28.2%増加した。国内観光収入は同12.7%増の1,668億9千万元で、コロナ前より13.5%増加した。

メーデー連休中の出入国観光客は367万2千人に達し、うち入国観光客は177万5千人、出国観光客は189万7千人だった。